

○ 議案第90号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が施行され、社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、同制度において個人に指定される番号（マイナンバー）を含む個人情報が、一般の個人情報と別に特定個人情報として取り扱われることから、特定個人情報の利用等に関する規定を整備するほか、所要の規定の整理を行うものであります。

1 特定個人情報に関する規定の整備

(1) 定義規定の整備（第2条関係）

- ① 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- ② 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- ③ その他関係定義規定の整備

(2) 利用の制限（第8条の2関係）

実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用等をしてはならない。（人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除く。）

(3) 情報提供等記録の利用の制限（第8条の3関係）

(4) 特定個人情報の提供の制限（第8条の4関係）

実施機関は、番号法第19条各号（必要な限度において本人に提供するとき、法律等の規定に基づき提供するときなど。）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(5) 訂正決定に基づく保有個人情報（特定個人情報を含む。）の提供先への通知（第23条の2関係）

(6) 特定個人情報の利用停止請求権（第23条の4関係）

何人も、自己の保有特定個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、次に定める措置を請求することができる。

- ① 適法に取得されたものでないとき、又は目的に違反して利用されているとき、番号法の規定に違反して収集され、若しくは保管されているときなど 利用の停止又は消去
- ② 番号法の規定に違反して提供されているとき 提供の停止

2 その他所要の規定の整備等

(1) 個人情報利用停止請求権（第23条の3関係）

(2) 所要の規定の整理（第2条、第7条から第9条まで、第11条、第34条関係）

3 施行期日 一部を除き、番号法の施行の日（平成27年10月5日）

○ 議案第91号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 番号法が施行され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることに伴い、本条例において、同法の規定に基づき交付する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料規定を整備するほか、所要の規定の整理を行うものであります。

- 1 通知カードの再交付手数料（1枚500円）の追加（第1条の規定関係）
- 2 個人番号カード関係（第2条の規定関係）
 - ① 個人番号カードの再交付手数料（1枚800円）の追加
 - ② 住民基本台帳カード廃止に伴う手数料規定の廃止
- 3 文言整理（第6条関係）
- 4 施行期日
 - ① 通知カードの再交付手数料の追加等（第1条の規定関係） 平成27年10月5日
 - ② 個人番号カード関係（第2条の規定関係） 平成28年1月1日

（制度スケジュール）

平成27年10月 個人番号（マイナンバー）の指定及び通知カードの交付
平成28年1月 マイナンバーの利用開始。個人番号カードの交付開始。

○ 議案第92号 大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 県において大曲西道路高架下の有効活用として整備した施設を、市が無償貸与を受けたので、当該施設を運動広場として市民の利用に供することとし、条例規定するものであります。

- 1 飯田運動広場（大仙市飯田字家ノ前地内、川目字町北地内）の追加（第2条の表関係）
- 2 施行期日 平成27年10月1日

（施設概要） クレイ舗装（舗装材に土等を混合して転圧したもの）コートA面（夜間照明付き）及びB面（両面合計1,470㎡）

○ 議案第93号 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲通町地区市街地再開発事業において南街区に建設中の健康福祉棟（健康福祉会館）に大曲保健センターを移転するものであります。

- 1 大曲保健センターの位置の変更（第2条の表関係）
（変更前） 大仙市大曲栄町13番50号
（変更後） 大仙市大曲通町1番14号
- 2 施行期日 平成27年11月1日

○ 議案第94号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲通町地区市街地再開発事業において南街区に建設中の駐車場（大曲ヒカリオ駐車場）を供用開始するため、条例規定するほか、あわせて大曲駅東駐車場の駐車料金を見直すものであります。

- 1 大曲ヒカリオ駐車場（大仙市大曲通町1番46号）の追加（第2条関係）
- 2 大曲ヒカリオ駐車場の利用に関する規定の整備（第3条、別表第1・第2関係）
 - (1) 利用期間等 1月1日から12月31日まで（午前0時から午後12時まで）
 - (2) 駐車料金
 - ① 一般駐車 1台1時間までごとに100円（最初の2時間までは無料）
 - ② 回数駐車券 2,000円（100円券2枚つづり）
 - ③ 月極駐車 7,120円～6,480円（1～3箇月利用時月額）
- 3 大曲駅東駐車場駐車料金の見直し（別表第2関係）
大曲ヒカリオ駐車場と同様に最初の2時間まで無料とする。（これまでは最初の30分まで無料）
- 4 施行期日 平成27年10月13日

○ 議案第95号 大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について

※ 大仙市立仙北就業改善センターは、平成24年度に実施した耐震調査・診断の結果、震度6強以上の地震が発生した場合に倒壊又は崩壊する危険性が高い建物であることが判明し、現在、施設の利用を休止しておりますが、補助事業の処分制限期間（平成27年8月4日）が経過したことから施設を解体し、廃止するものであります。

- 1 廃止条例 大仙市立仙北就業改善センター条例（平成17年大仙市条例第134号）
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第96号 大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

※ 行政不服審査法の改正により、行政処分に係る不服申立制度が全面的に見直され、処分庁が行う裁決の公平性を確保するため、裁決を諮問する第三者機関（以下「行政不服審査会」という。）が設置されることに伴い、大仙市が秋田県に行政不服審査会の事務を委託することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、県内では、秋田市を除く市町村が県に当該事務を委託する予定であります。

1 委託事務の範囲（第1条関係） 行政不服審査会に関する事務

2 経費の支弁（第2条関係）

委託事務の処理に要する経費は、委託事務の処理に要した費用につき秋田県が精算した額を、大仙市が支弁する。

3 決算の場合の措置（第3条関係）

4 条例等の制定改廃の場合の措置（第4条関係）

5 その他必要な事項（第5条関係）

6 施行期日 行政不服審査法の施行の日

(制度スケジュール)

平成27年9月 協議に係る規約案の上程（各委託市町村議会）

平成27年10月 協議書の提出（各委託市町村）

平成27年11月 行政不服審査会の設置に係る条例案、予算案及び規約案を県議会に上程（県）

平成28年1月 委託市町村と秋田県との規約締結

○ 議案第97号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を525,423千円以内から528,998千円以内(3,575千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。